

和泉市町会連合会規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、和泉市政に係る良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 和泉市政を市民に周知し、住民相互の信頼の育成と市勢の進展を図る。
- (2) 市民の要望を市政に反映するとともに、行政と相連携し施策推進を図る。
- (3) 地方分権の推進と住民自治の拡充を図る。

(名 称)

第2条 本会は、和泉市町会連合会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は和泉市役所内に置く。

第 2 章 会 員 及 び 構 成

(会 員)

第4条 本会は、和泉市内に居住する住民をもって組織する町会又は自治会の代表者（以下「町会長又は自治会長等」という。）、当該小学校校区又は義務教育学校校区の町会長又は自治会長等の代表者（以下「校区会長」という。）及び地区会長をもって組織する。

2 前項の地区会長とは、小学校又は義務教育学校の校区を分割し、又は統合した地域の代表者をいう。

3 第1項の地区会長は校区会長会議において議決された場合に置くことができる。

4 第1項の地区会長は校区会長とみなし、当該者を定めた場合の当該地域に係る校区には校区会長を置かないものとする。

(会 費)

第5条 会費の徴収を必要とするときは、その金額、徴収方法等は、校区会長会議において決定する。

(入 会)

第6条 本会へ新たに入会しようとする町会長又は自治会長等は、当該町会・自治会の総会資料等の書面をもって、校区会長へ申請するものとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 会)

第7条 町会・自治会が本会の退会を希望する場合、当該町会長又は自治会長等は総会資料等の書面をもって、校区会長へ申請するものとする。

第 3 章 役 員

(役員の種別)

第8条 本会に、次の役員を置く。

会長 1 人 副会長 4 人 会計 1 人

(会計監査)

第9条 本会に会計監査を2人置く。

(幹 事)

第10条 前第8条及び第9条に定める役員・会計監査以外の校区会長を幹事とする。

(役員の選任)

第11条 役員及び会計監査は、総会において校区会長の中から選出し、会員の同意を得るものとする。

2 会長、副会長、会計、会計監査及び幹事は、相互に兼ねることはできない。

(役員・会計監査及び幹事の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を掌る。

4 会計監査は、会計及び資産の状況を監査する。

5 幹事は、本会運営について協議し、事務を処理する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、1年(通常総会から翌年の通常総会まで。)とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くこととし和泉市長及び和泉市議会議長を推薦する。

2 役員会の推薦があったときは、校区会長の中から和泉市町会連合会長の経験者を顧問に置くことができる。任期は1年(通常総会から翌年の通常総会まで。)とする。ただし、再任は1年までとする。

3 顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営について意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権限)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の1/5以上から、書面をもって会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席した校区会長の中から選出し、会員の同意を得るものとする。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の1/2以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 止むを得ない理由のため総会を招集できない場合は、書面をもって決議をすることができる。

3 次の各号に掲げる事情により、総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として決議を委任することができる。

- (1) 仕事、地域活動、冠婚葬祭等
- (2) 本人又は同居家族の病気、療養等
- (3) その他、会長が認める事情

4 前2項の規定により議決権を行使した会員は出席したものとみなす。

(会員の議決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(感謝状の贈呈)

第24条 町会長又は自治会長等が退任するときは、町会連合会長が感謝状を贈るものとする。

2 通算して3年以上町会長又は自治会長等の任にあった者及び本会の役員・会計監査又は幹事が退任するときは、会長が市長に申請し、感謝状を贈るものとする。

第5章 役員会及び校区会長会議

(役員会の構成)

第25条 役員会は、第8条で定められた者をもって構成し、校区会長会議に付議すべき事項を議決する。

(校区会長会議の権限)

第26条 校区会長会議は、この規約で別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(校区会長会議の招集等)

第27条 原則として毎月開催し会長が必要と認めるとき招集する。

(校区会長会議の議長)

第28条 校区会長会議の議長は、会長がこれに当たる。

(校区会長会議の定足数)

第29条 校区会長会議は、校区会長の2/3以上の出席がなければ、開会することができない。

(校区会長会議の議決)

第30条 校区会長会議の議事は、出席した校区会長の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書を作成し、会計監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、市補助金及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において出席会員の3/4以上の同意を受けなければ変更することはできない。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第35条 本会の事務所には、規約、会員名簿、収支に関する帳簿、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(定めのない事項)

第36条 この規約に定めのない事項は、校区会長会議において審議し決定する。

附 則

この規約は、昭和32年4月1日から実施する。

附 則(昭和34年4月11日)

この規約は、昭和34年4月11日から適用する。

附 則(昭和37年4月15日)

この規約は、昭和37年4月15日から適用する。

附 則(昭和39年5月7日)

この規約は、昭和39年5月7日から適用する。

附 則(昭和45年5月14日)

この規約は、昭和45年5月14日から適用する。

附 則(昭和48年5月17日)

この規約は、昭和48年5月17日から適用する。

附 則(昭和51年5月18日)

この規約は、昭和51年5月18日から適用する。

附 則(昭和61年4月25日)

この規約は、昭和61年4月25日から適用する。

附 則(平成元年4月28日)

この規約は、平成元年4月28日から適用する。

附 則(平成15年4月26日)

この規約は、平成15年4月26日から適用する。

附 則(令和2年4月27日)

この規約は、令和2年4月27日から適用する。

附 則(令和6年5月11日)

この規約は、令和6年5月11日から適用する。

付 録 ②

年間スケジュール

・上半期（４月～９月）

概要	詳細	４月	５月
町会連合会関係			総会
補助金制度 (P. 50)	活動補助金 町会連合会事務局 (99-8103)	申請案内	申 請
	加入促進補助金 町会連合会事務局 (99-8103)		申請案内
	校区・町会等設立活動補助金 町会連合会事務局 (99-8103)	【随時対応】	
補助金制度 (P. 51)	ICT推進補助金 町会連合会事務局 (99-8103)		申請案内
	掲示板設置等補助金 公民協働推進担当 (99-8103)		申請案内
	町会館等整備費補助金 公民協働推進担当 (99-8103)		
補助金制度 (P. 52)	防犯灯補助金 危機管理課 (99-8104)	設置に係る補助金に ついては随時対応	申請案内
	防犯カメラ電気等料金補助金 危機管理課 (99-8104)	修繕に係る補助金に ついては随時対応	申請案内
	自主防災組織活動補助金 危機管理課 (99-8104)		
	ごみステーション設備設置事業補助金 生活環境担当 (99-8122)	【随時対応】(1月末まで)	
補助金制度 (P. 53)	一般コミュニティ助成 公民協働推進担当 (99-8103)		
	コミュニティセンター助成 公民協働推進担当 (99-8103)		
募金依頼 (P. 56)	緑の募金、赤十字活動資金		緑の募金
	社協会費(住民会費)		赤十字活動資金
	赤い羽根共同募金		社協会費(住民会費)
町会・自治会メモ欄			

その他の支援制度（P. 53～55）及び募金依頼以外の依頼事項（P. 57～59）については、別途それぞれの案内ページにてご確認ください。

また、本ページに記載されている項目について、具体的な日程は、別途案内通知等でご確認ください。

6月	7月	8月	9月
	交 付		
【随時】申請→事業実施			
申 請	【随時】事業実施→実績報告		
申 請	【随時】事業実施→実績報告→交付		
	申請案内	事前協議	
申 請			
申 請			
申請案内	【随時】申請→事業実施→実績報告→交付		
	申請案内	事前協議	
	申請案内	事前協議	
			赤い羽根共同募金 (11月下旬×)

・下半期（10月～翌年3月）

概要		詳細	10月	11月
町会連合会関係				
補助金制度 (P. 50)	活動補助金 町会連合会事務局 (99-8103)			
	加入促進補助金 町会連合会事務局 (99-8103)	【随時】申請・事業実施		
	校区・町会等設立活動補助金 町会連合会事務局 (99-8103)	随時対応		
補助金制度 (P. 51)	ICT推進補助金 町会連合会事務局 (99-8103)	【随時】事業実施→実績報告		
	掲示板設置等補助金 公民協働推進担当 (99-8103)	【随時】事業実施→実績報告→交付		
	町会館等整備費補助金 公民協働推進担当 (99-8103)	※申請～交付については翌年度随時対応。		
補助金制度 (P. 52)	防犯灯補助金 危機管理課 (99-8104)			
	防犯カメラ電気等料金補助金 危機管理課 (99-8104)			
	自主防災組織活動補助金 危機管理課 (99-8104)	【随時】申請→事業実施→実績報告→交付		
	ごみステーション設備設置事業補助金 生活環境担当 (99-8122)	随時対応 (1月末まで)		
補助金制度 (P. 53)	一般コミュニティ助成 公民協働推進担当 (99-8103)	※採択・不採択等は翌年度以降。		
	コミュニティセンター助成 公民協働推進担当 (99-8103)	※採択・不採択等は翌年度以降。		
募金依頼 (P. 56)	緑の募金、赤十字活動資金 社協会費 (住民会費)	赤い羽根共同募金		
	赤い羽根共同募金			
町会・自治会メモ欄				

その他の支援制度（P. 53～55）及び募金依頼以外の依頼事項（P. 57～59）については、別途それぞれの案内ページにてご確認ください。

また、本ページに記載されている項目について、具体的な日程は、別途案内通知等でご確認ください。

12月	1月	2月	3月
	新年度会長報告依頼		
		実績案内	【随時】実績報告
	実績報告	交付	
	事業報告	交付	
			交付
			交付

付 録 ③

町会・自治会規約（例）

町会・自治会にて規約を定める場合の（例）です。実際に規約を制定・変更される場合は、町会・自治会の実状に合わせながら対応してください。また、認可地縁団体（P. 46）については、規約を変更する場合は、事前に市役所公民協働推進担当に変更内容について相談してください。

〇〇町会（自治会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（2）美化・清掃等区域内の環境の整備

（3）集会施設の維持管理

（4）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（5）××××××××××

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、和泉市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、大阪府和泉市△町×番〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

（1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

- (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議

決する。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき。

（2）総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（3）第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

（総会の招集）

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項を議決する総会を除き、出席した会員数の計算は会員1人につき、その会員が所属する世帯員数分の1とし、その総数の2分の1以上の出席で開会することができる。

（1）第31条に掲げる資産の処分

（2）第36条に掲げる規約の変更

（3）第37条に掲げる会の解散

（4）第39条に掲げる残余財産の処分

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

（会員の表決権）

第21条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、次の事項を除いては、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。（1世帯1表決権とする。）

（1）第31条に掲げる資産の処分

（2）第36条に掲げる規約の変更

（3）第37条に掲げる会の解散

(4) 第39条に掲げる残余財産の処分

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)ただし、第19条第2項により開会された場合は、これに基づく総数及び出席者数とする。

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条第1項、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」

とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）別に定める財産目録記載の資産
- （2）会費
- （3）活動に伴う収入
- （4）資産から生ずる果実
- （5）その他の収入

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ和泉市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（合併）

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ合併することはできない。

（残余財産の処分）

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

（備付け帳簿及び書類）

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

付 録 ④

和泉市役所直通電話一覧（令和6年4月時点）

市役所の担当課に直接電話をかけることができます。（G はグループの略です。）

代表番号（0725-41-1551）も利用できます。担当課が分からない時や緊急連絡などは代表番号におかけください。

	部課等名			電話番号	主な業務内容
戸籍・税務	市民室	市民担当	市民 G	99-8117	戸籍・印鑑登録・住民票等の証明書、マイナンバーカード交付等
			パスポート関係	99-8410	パスポートの申請、受付・交付等
			記録 G	99-8118	住所変更、住居表示管理、特別永住者証明書、死亡後手続の案内等
			戸籍 G	99-8119	出生・婚姻・離婚・転籍などの届出受付等
			市民生活 G	99-8120	埋火葬許可、市営葬儀受付、火葬場、市設墓地等
	税務室	資産税担当		99-8107	固定資産税（土地・家屋・償却資産）の課税、評価・公課証明等
		市民税担当		99-8108	個人・法人の市・府民税、軽自動車税、原付バイクの届出、所得証明等
		納税担当		99-8109	市税の納付、口座振替、納税証明等
	滞納債権整理回収課			99-8110	滞納債権の整理回収等
		市税等納付案内センター（コールセンター）		99-8170	市税等納付案内業務等
保険・福祉	保険年金室	国民健康保険担当	資格給付 G	99-8128	国民健康保険の加入・喪失・高額療養費
			賦課徴収 G	99-8129	国民健康保険料等
			保健総務 G	99-8169	国民健康保険の特定健診等
		年金・高齢者医療担当	国民年金 G	99-8130	国民年金資格届出受付、保険料免除申請受付等
			高齢者医療 G	99-8127	後期高齢者医療保険等
	福祉総務課		福祉総務係	99-8126	福祉政策の企画、民生委員・児童委員、献血、日本赤十字社との調整等
			地域福祉係		地域福祉、避難行動要支援者名簿等
	高齢介護室	介護保険担当		99-8131	介護保険料賦課・収納、介護認定申請等
		高齢支援担当		99-8132	高齢者福祉、介護予防、敬老祝い等
	障がい福祉課			99-8133	障がい者福祉等
	生活福祉課			99-8134	生活保護の相談・申請
	子育て支援室	こども政策担当		99-8135	育児相談、児童虐待防止等
		こども支援担当		99-8136	児童手当、こども医療助成費、ひとり親家庭支援相談、障がい児通所受給者証等
	健康づくり推進室	予防推進担当		58-6038	感染症予防、飼犬登録、共同浴場、和泉診療所等

	部課等名			電話番号	主な業務内容
環境・暮らし	危機管理課		危機管理係	99-8104	災害避難場所、危機管理に係る調査研究等
	広報・協働推進室	いずみアピール担当		99-8101	広報いずみ・報道機関との連絡、シティプロモーションの推進、ふるさと寄附等
		公民協働推進担当		99-8103	市民組織(町会・自治会)、地域間交流等
	環境政策室	環境保全担当		99-8121	生活環境の保全等(騒音・悪臭等)、自然環境等
		生活環境担当		99-8122	ごみ減量・分別、し尿処理等
	くらしサポート課		労働政策係	99-8124	就労支援相談、雇用促進等
			障がい者就労支援センター	99-8580	障がい者の就労支援
			生活相談係	99-8100	市民相談、生活困窮の相談等
			消費生活センター	47-1331	消費トラブルに関する相談等
道路・都市・住宅・農業・産業	建築住宅室	公共建築担当	建築 G	99-8143	市有建築物設計施行等
			建築設備 G		
		住宅政策担当	住宅政策 G	99-8190	市営住宅の計画・維持管理、空家等対策等
			市営住宅 G		
	都市整備室	道路河川担当	道路 G	99-8138	道路の計画策定・新設・改良、河川新設・維持管理等
			河川 G		
			北信太駅前整備 G	99-8144	北信太駅前整備事業等
		公園緑地担当	緑化推進 G	99-8139	公園・緑地の維持管理・設計施行等
			整備 G		
	土木維持管理室	維持担当		99-8146	道路、橋梁、水路の維持管理等
		管理担当		99-8147	道路・水路等の帰属・境界明示・占有等
	都市政策室	都市政策担当	都市計画 G	99-8140	都市計画決定・縦覧、町区域・町名変更等
			まちづくり推進 G		
		交通担当		99-8145	交通政策、駐車駐輪対策、交通安全教育推進等
		富秋中学校区等まちづくり担当		99-8208	富秋中学校区等のまちづくり推進
	建築・開発指導室	建築指導担当		99-8141	建築確認申請受付・審査・指導等
		開発指導担当		99-8142	開発許可等の事前協議・申請受付・許可証交付等
	産業振興室	商工観光担当	商工 G	99-8123	商工業者への支援、観光振興等
			観光 G		
		農林担当	農政 G	99-8125	農業・畜産振興、有害鳥獣等対策、農林道整備等
			地域振興 G		
			工務 G		
	農業委員会事務局			99-8156	農地の権利移動・転用、農業の振興等

	部課等名			電話番号	主な業務内容
教育・人権	人権・男女参画室	人権・男女参画担当	人権政策 G	99－8115	人権啓発事業、非核・平和等
			男女共同参画 G	99－8116	男女共同参画の推進、啓発事業等
	教育総務課		総務係	99－8196	教育委員会会議等
			企画係		
	学校園管理室	教育施設担当	営繕・工事 G	99－8158	学校園の管理、用務員、教材備品、庶務等
			庶務 G		
			小中一貫校建設 G		
		保健給食担当	保健 G	99－8230	学校給食、保健等
			給食 G		
	学校教育室	教育指導担当		99－8159	学校教育の指導、学習・生徒指導、学校の転出入、通学区域、就学援助等
		教職員担当		99－8167	教職員人事・服務・給与等
		人権教育担当		99－8160	人権教育、支援教育、奨学金等
	こども未来室	幼保運営担当		99－8137	保育所・認定こども園入退所、保育料等
		幼保育成担当	幼保育成 G	99－8164	幼稚園・保育所等の保育・指導に関する事
			学童保育 G	99－8198	留守家庭児童会等
	生涯学習推進室	生涯学習担当		99－8161	生涯学習事業、国際交流等
				44－8687	読書の振興、市立図書館等
		スポーツ振興担当		99－8162	スポーツ振興、市民体育館、温水プール等
	文化遺産活用課			99－8163	文化財の保存・調査・指導、市史編纂等
秘書課			99－8166	秘書事務等	
行政事務・企画・財政	政策企画室	政策・資産マネジメント担当		99－8102	政策調整、総合計画、市有財産の活用方策等
		企画経営担当			
		IT活用推進担当		99－8114	ITの総合的な推進等
	総務管財室	総務担当		99－8105	情報公開、統計調査
		財産管理担当			一般公共事業用地取得、市有財産管理、庁舎整備等
	財政課			99－8106	予算編成・配当・執行管理等
	契約検査室	契約担当	工事契約 G	99－8111	工事等の入札・請負契約等
			用度 G		物品購入・供給契約等
		検査担当	検査 G	99－8112	工事検査等
	人事課			99－8113	職員の任免・服務、職員研修、給与手当等
	会計室			99－8153	現金・有価証券等の出納保管など
	議会事務局総務課			99－8154	本会議・委員会の運営、議事録の調製・保管
	選挙管理委員会事務局			99－8155	選挙の執行、選挙人名簿等
	監査・公平委員会事務局			99－8157	財務事務の監査、職員勤務条件に関する措置要求の審査等
	固定資産評価審査委員会事務局				固定資産税に対する不服申立て等

市内各施設電話番号一覧（令和6年11月時点）

名 称		電 話	所 在 地
和泉市役所		41-1551	府中町 2-7-5
コミュニティセンター		43-0532	
和泉市役所上下水道部		99-8148	いぶき野 5-4-11
和泉 シ ティ プ ラ ザ	生涯学習センター	57-6661	いぶき野 5-4-7
	保健福祉センター	57-6620	
	モアいずみ(男女共同参画センター)	57-6640	
	TRC シティプラザ図書館	57-6670	
	第2ふたば幼児教室	57-6650	
	総合インフォメーション	57-6660	
	和泉シティプラザ出張所	57-6610	
和泉市生涯学習サポート館		55-2115	三林町 1273-1
南部リージョンセンター		92-3800	仏並町 398-1
道の駅いずみ山愛の里		92-3888	
TRC 南部リージョンセンター図書室		92-3811	
北部リージョンセンター		90-7500	太町 552
TRC 北部リージョンセンター図書室		90-7512	
TRC 和泉図書館		44-3071	府中町 1-20-1
保健センター		47-1551	府中町 4-22-5 (令和7年5月に移転予定)
総合医療センター		41-1331	和気町 4-5-1
和泉診療所		44-6921	幸 2-6-37
ゆう・ゆうプラザ（人権文化センター）		44-0030	伯太町 6-1-20
ゆう・ゆうプラザにじのとしょかん		47-1040	
北部総合福祉会館		45-5781	幸 2-5-16
総合福祉会館		43-7510	府中町 4-20-4
社会福祉協議会		43-7513	
シルバー人材センター		45-5255	府中町 4-20-2 (令和7年5月に移転予定)

名 称	電 話	所 在 地
まなびのプラザ緑化センター	51-2340	まなび野 2-4
いずみの国歴史館	53-0802	
市民体育館	45-0525	府中町 4-20-3
コミュニティ体育館	57-0100	光明台 1-44-8
光明池緑地運動場	56-2400	光明台 3-36-1
光明池球技場	55-3130	室堂町 1066
サン燦プール	46-3131	上町 584-1
関西トランスウェイスportsスタジアム	58-7061	下宮町 160
くすのき公園テニスコート	50-6262	はつが野 5-1
槇尾川公園テニスコート	45-0525	和気町 4-5-1
和泉市いずみの国観光おもてなし処（和泉府中駅前）	40-5552	府中町 1-19-9
いずみふれあい農の里	92-3310	仏並町 2043
信太の森ふるさと館	45-0605	王子町 914-1
青少年センター	43-3745	幸 3-1-25
池上曽根弥生情報館	45-5544	池上町 4-14-13
青少年の家	92-0422	槇尾山町 1-21
教育センター	92-6025	府中町 4-20-1 (令和7年5月に移転予定)
久保惣記念美術館	54-0001	内田町 3-6-12
いずみ障がい者ふれあいプラザ「オアシス」	56-5743	いぶき野 5-1-7
アイ・あいロビー	57-0294	
消防本部	41-0119	府中町 4-10-16 (令和6年12月から)
北部コミュニティセンター	43-0010	小野町甲 15-3
和泉警察署	46-1234	伯太町 2-1-7
和泉保健所	41-1342	府中町 6-12-3
泉州北部小児初期救急広域センター	072-443-5940	岸和田市荒木町 1-1-51
救急安心センターおおさか	#7119	

「町会・自治会運営ガイドブック」

令和5年1月発行

（令和6年2月一部更新）

（令和7年1月一部更新）

【問合せ先】

和泉市町会連合会事務局

（和泉市役所 市長公室 広報・協働推進室内）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号：0725-99-8103

FAX番号：0725-41-1553